

## ⑩橋爪遺跡発掘調査のお知らせ

道路改良工事に伴う発掘調査を行います。付近にお住まいの方、通行される方には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

**調査期間** 平成21年11月16日～平成22年2月末



**問** 生涯学習課（内線 72231）

## ⑪平成21年度第3回まちづくり市民活動助成事業募集のお知らせ

地域の特性を生かし、市民活動の活性化を図ることを目的に、市民自らがまちづくりの主体として活動していくために必要な経費に対して助成金を交付します。

### 助成対象団体

市内で活動する公益的な団体で、規約等が整備され構成員が5名以上の団体が対象です。（営利活動を目的とする団体および政治団体、宗教団体は除く）

### 対象事業

#### (1) 新規事業

- ア 市民活動の先進的事業であり、地域に根付く可能性が高い事業
- イ 地域の特性を生かし、より多くの地域資源（ひと・もの・こと）を積極的に活用した特色のある事業

#### (2) 連携統合事業

- ア 2つ以上の団体が連携または統合して行う事業で、事業の効果や対象等がより広い範囲に及ぶ事業
- イ 団体の連携した事業を通じて、市民の一体感の醸成が図れる事業
- ウ 同一目的の団体が統合・合併し、継続的に行う事業

#### (3) 広報事業

- ア 情報を発信することで、より多くの市民に参加の機会を創出できる事業
- イ 市内外に活動をアピールし、市民活動の啓発ができる事業

**助成金** 対象事業の2分の1以内で、10万円を限度（予算の範囲内）とします。

**募集予定数** 3団体程度

**応募期限** 募集要領に基づき、11月27日（金）までに助成金申請希望書（笠間市ホームページからダウンロードできます）を市民活動課に提出してください。

### 助成団体および助成金の決定

市民・職員による審査会において、申請書類に基づき審査基準に沿って審査を行い、助成金の有無、助成金額を決定します。

**問** 市民活動課（内線 134・135）

## ⑦平成21年度 歳末支援金をお渡しします

歳末たすけあい募金は、歳末の時期に支援を必要としている方々が、明るく新年を迎えられるよう、みんなで支えあうことを目的とした募金です。集められた募金を歳末支援金として下記の条件に該当する方にお渡しします。対象となる方は、**ご本人で申請**してください。

**申請期間** 11月5日（木）～27日（金）※ 土日、祝日は除きます。

| 対象者         | 条件   |
|-------------|--|
| 母子・父子世帯     | 母子・父子世帯で小・中・高校生までの子どもがいる世帯   |
| 身体・知的障害児世帯  | 身体障害者手帳1級・2級保持者で20歳未満の方のいる世帯<br>療育手帳㊦・A所持者で20歳未満の方のいる世帯<br>(平成元年12月2日以降に生まれた方) |
| 寝たきり高齢者世帯   | 70歳以上で要介護認定4・5の寝たきり状態の方のいる世帯<br>(昭和14年12月1日以前に生まれた方)                           |
| ひとり暮らし高齢者世帯 | 70歳以上でひとり暮らしをしている世帯<br>(昭和14年12月1日以前に生まれた方)                                    |
| 里親世帯        | 里親の認定を受けたご家庭で子どもを療育している世帯  |

※基準日は12月1日とします。

※印鑑を持参の上、申請してください。2つ以上の該当がある場合でも申請はいずれか1つとなります。電話での受付はしません。

※生活保護法による保護を受けている世帯や、施設入所または長期入院中（6か月以上）の世帯は対象になりません。

※申請者については、審査があります。

※一世帯3,000円の支援金です。

**申・問** 社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会

本所・友部支所 笠間市美原3-2-11 TEL0296-77-0730 FAX 0296-78-3933

笠間支所 笠間市石井1412 TEL0296-73-0084 FAX 0296-72-3722

岩間支所 笠間市下郷5139-1 TEL0299-45-7889 FAX 0299-45-6250

## ⑧65歳以上で障害をお持ちの方は市民税・所得税の控除が受けられます

税の確定申告（年末調整）をする際、65歳以上の方で、身体・知的障害者と同程度であると福祉事務所長が認定する場合には、身体障害者手帳等がなくても障害者控除を受けることができます。

ただし、福祉事務所長発行の「障害者控除対象者認定証」が必要となります。

認定証が必要な方は、次へ申請して事前に用意してください。

### <申請方法>

○申請対象者：平成21年12月31日現在で介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方（主治医意見書で心身の状態を確認します。）

○申請場所：本所高齢福祉課または支所福祉課

○必要なもの：対象者の印鑑

○申請期限：**平成21年12月28日（月）**

※認定された方には認定証を、該当しなかった方には非該当通知書を、申請日の翌日以降に発行します。

※税控除額は下表のとおりです。

| 区分      | 所得税控除額 | 住民税控除額 |
|---------|--------|--------|
| 障害者控除   | 27万円   | 26万円   |
| 特別障害者控除 | 40万円   | 30万円   |

※介護保険の認定を受けていない方は、次へお問い合わせください。

**申・問** 本所 高齢福祉課（内線 173）

または、各支所 福祉課